

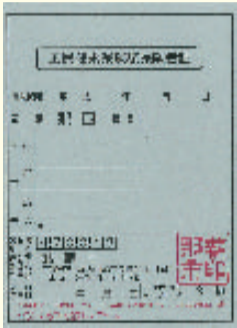


発行
 那覇市役所
 国保・後期高齢医療課
 直通862-4262

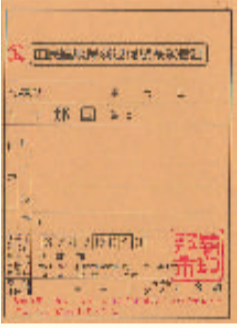
国民健康保険被保険者証(国保証)がカード化されます!!

【今までの国保証】

(一般被保険者証 銀鼠色)




(退職被保険者証 白茶色)




【新しくカード化された国保証】

(表面)



(裏面)



平成21年度(平成21年3月切替)から、国民健康保険被保険者証が運転免許証やキャッシュカード等と同じ大きさのカード様式へ変更され、国保の加入者一人ずつに交付されます。

新しく臓器提供意思表示欄が設けられました

カード裏面には、臓器移植医療について市民の理解を深める必要があることから、今回、臓器提供意思表示欄を設けることとしました。

意思表示欄への記入は、臓器提供を強要するものではありません。臓器提供を拒否する意思表示もできます。

記入方法の詳細やその他臓器移植に関するご質問お問合わせは、下記までお願いします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16
 晩翠ビル3階
 (社)日本臓器移植ネットワーク
 フリーダイヤル 0120-78-1069
 <携帯電話からは> TEL03-3502-2071

70~74歳の方の医療機関等での窓口負担が据え置かれます!!

国民健康保険加入者の皆様には、70歳を迎えた月の末日(1日が誕生日の方は、前月の末日)までに国保・後期高齢医療課から高齢受給者証を郵送いたします。

■窓口での負担割合が、引き続き据え置かれます!

70歳~74歳の方の医療機関等での窓口負担については、制度改正により平成20年4月から1割負担を2割負担に見直されることになっていたところ、平成20年4月から平成21年3月までの一年間、1割に据え置かれていますが、引き続き平成21年4月から平成22年3月までの一年間窓口負担が1割に据え置かれます。

平成20年3月まで	平成20年4月から 平成21年3月まで	平成21年4月から 平成22年3月まで
3割 (一定以上の所得のある方)	3割 (一定以上の所得のある方)	3割 (一定以上の所得のある方)
1割	2割になる予定が 1割	2割になる予定が 1割

※既に3割負担が記載された高齢受給者証を受け取られている方は除きます。

※負担割合が「2割(平成21年3月31日まで1割)」と記載された高齢受給者証をすでに受け取られている方については、3月末に新たな高齢受給者証を送付いたします。

更新 忘れていませんか? 早めに国保証の更新を!

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、**3月31日**で**期限が切れます**。期限切れのまま、医療機関で受診すると、全額自己負担となります。

※国保税を納期限内に納付している世帯(ただし、所得未申告世帯は除く)の国保証は、3月中旬頃までに郵送します。

更新期間/平成21年3月2日(月)~31日(火)

午前 8:30~午後 6:00まで(土・日・祝日は除きます)

※ただし、3月14日(土)、15日(日)、28日(土)、29日(日)は午前9:00から午後5:00まで窓口を開設し、国保証の更新業務及び納税相談を行います。また3月20日(金)、21日(土)、22日(日)の3日間は納税相談のみ行いますので、ご利用下さい。

場 所/那覇市役所(本庁) 1階

国保・後期高齢医療課10番窓口

※国保証更新時は、駐車場の混雑が予想されますので、できるだけバス・タクシー・モノレール等をご利用ください。

提出が遅れるといろいろな不利益を受けます!! 国保の届出は、必ず14日以内にしましょう

●国保に加入するとき

- 他の市区町村から転入した日(職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険などをやめた日(退職日の翌日)
- 子どもが生まれた日
- 生活保護を受けなくなった日
- 職場の健康保険などの被扶養者でなくなったとき
- ※被用者保険(職場の健康保険等)の被保険者本人が後期高齢者医療制度の対象となったことにより、職場の健康保険等の資格を失った場合、その者に扶養されていた方は国民健康保険の加入届出が必要です。

●国保をやめるとき

- 他の市区町村へ転出した日の翌日、またはその日
- 職場の健康保険などへ加入した日の翌日
- 死亡した日の翌日
- 生活保護を受けはじめた日
- 後期高齢者医療制度の対象となったとき(75歳到達による対象者の届け出は不要)
- ※世帯主(世帯の主たる生計維持者)が、国保以外、例えば職場の健康保険加入者である場合でも、世帯に国民健康保険加入者がいるときは、その世帯主が、各種届出や保険税の納付義務を負わなければなりません。世帯主の変更の際は届出が必要となります。

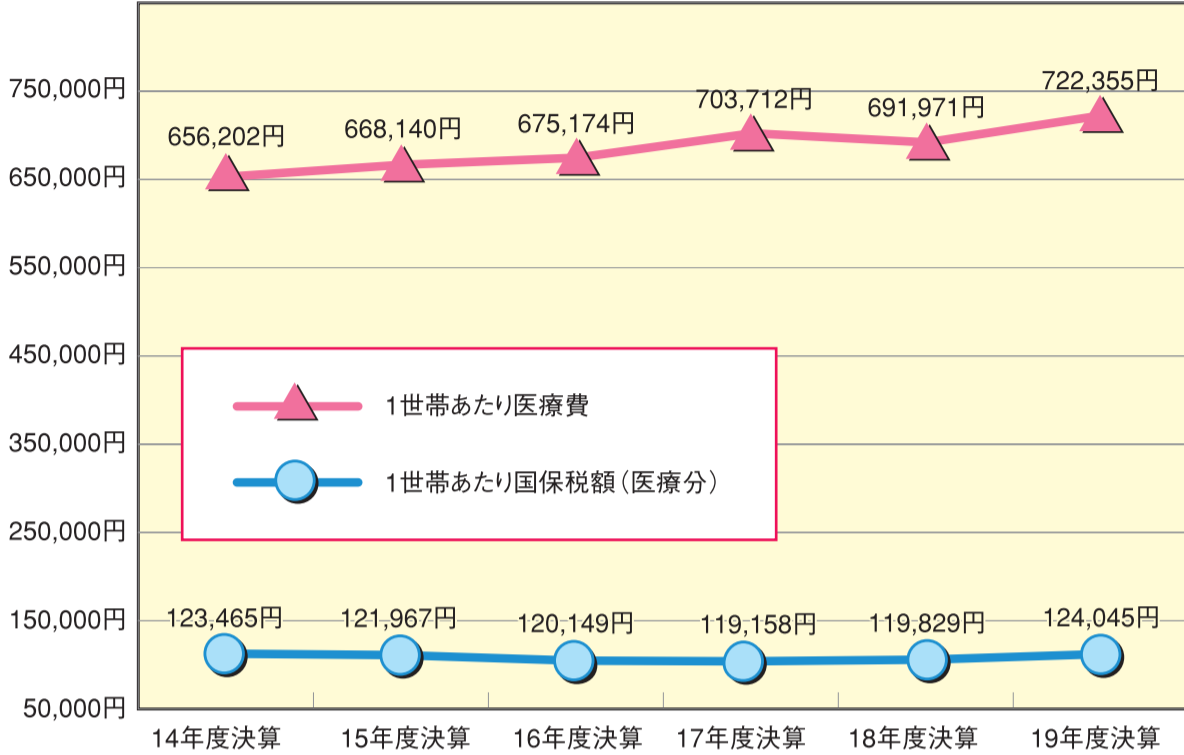
国保に入る届出が遅れると...国保の資格が生じた月からの保険税をまとめてお支払いいただくこととなります(届出をした日からではありません)。その間の医療費は、やむを得ない理由がない限り、全額自己負担となります。

国保をやめる届出が遅れると...国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくこととなります。

増える医療費・伸びない税収!

1世帯あたり国保税額(医療分)と
1世帯あたり医療費の状況

(単位:円)



医療費と 国保税額の状況

国保加入者の皆さんが病院等で医療を受けた場合、自己負担として医療費の一部(1割~3割)を支払います。残りの医療費(9割~7割)は保険者(市町村国保)が負担しています。保険者が支払う医療費は国や県、市の一般会計から受け取る負担金や支出金、繰入金の他、国保加入者の皆さんに負担していただいている国保税でまかなわれています。

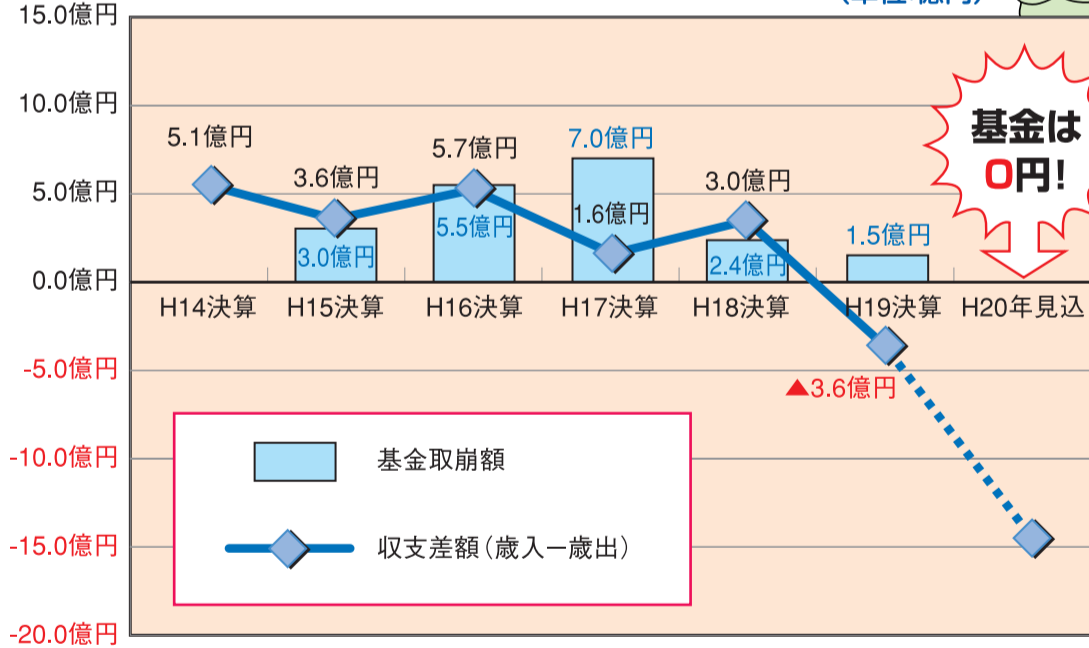
左の表を見てわかるとおり、高齢化や高度医療技術の進展等により、一世帯あたりの医療費は毎年のように増えてきていますが、一方、国保税収はほぼ横ばいで推移しています。財政を支える国保税収は医療費の増加に見合う水準には届いていないといえます。

平成19年度から赤字へ転落!



国民健康保険財政の状況

(単位:億円)



危機的状況の国保財政

不足する歳入を補うため、平成15年度からは基金(預金)の取り崩しを行い、平成14年度には9億8千万円あった基金残高も19年度までにすべて取り崩してしまいました。平成19年度決算では3億5,508万円の赤字となり、平成20年度は未確定要素がありますが、なおいっそう赤字幅が拡大することが懸念されているところです。

那覇市では、増大する医療費の適正化に向けた取り組みの一つとして、国保加入者の皆さんを対象に特定健診や特定保健指導を積極的に行っております。こうした取り組みを進めていくことにより、メタボリックシンドロームを早期発見し、生活習慣病を予防、改善し、増大する医療費の抑制につなげていきたいと考えています。

また、国保加入者の皆さんには国保財政の厳しい状況をご理解頂き、「みんなの医療費」を支える財源である国保税の納付につきましてご協力をお願いいたします。

平成21年度の特定健診・保健指導のお知らせ

受診券が新しくなって とっても便利に!

平成20年度から特定健診等が開始されましたが、健診は受けましたか。平成21年度は受診券をがん検診とあわせて送りますので、より受診がしやすくなります。健診は、5月から始まります。

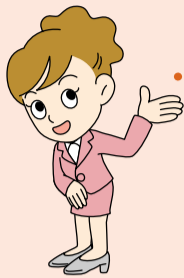
特定健診実施期間 平成21年5月1日~平成22年1月31日まで

なお、がん検診の受診期間は異なります。(平成21年5月1日~12月31日まで) 詳しくは、来月発行の国保健だより(4月号)をご覧ください

◆特定健診等に関する問い合わせ先 特定健診課 電話 862-0564 FAX 862-4266

国民健康保険税は納期限内に納めましょう!

平成20年度の国民健康保険税の最終納期限は
3月25日です。



国民健康保険税は、「みんなの医療費」をささえる大切な税金です。保険税を滞納すると、滞納期間や滞納状況に応じて次の措置をとることがあります。

- 「短期被保険者証」の交付、または保険証をかえしてもらおう・・・
滞納が続くと有効期間の短い「短期被保険者証」が交付され、さらに長期間、特別な事情がなく滞納が続くと保険証を返してもらい「被保険者資格証明書」が交付され、医療費はいったん全額自己負担することになります。
- 保険給付が差し止められる・・・
療養費・高額療養費・出産育児一時金などの保険給付が差し止めになることがあります。
- 財産の差し押えなど・・・
滞納保険税の確保のために、財産の差し押えの処分を受けることがあります。

※納期限までに納付が困難なときには早めに国保・後期高齢医療課にてご相談ください。

那覇市役所(本庁)1階 国保・後期高齢医療課 10番窓口
電話番号(直) 862-4262

特別徴収対象者について平成21年4月から、国民健康保険税の納付方法が、特別徴収(年金引落とし)又は口座振替のいずれかを選択できることになりました。

口座振替を選択する場合、国保10番窓口で次の2つの手続きを行なってください。

1.口座振替の手続き

「納税通知書」、「預金通帳」、「通帳届出印」を御持参ください。

2.特別徴収から口座振替に変更する旨の申出

申出書に記入押印し提出してください。

◎ご注意いただきたいこと!!

- *特別徴収又は口座振替のどちらを選択しても、年間で納めていただく国保税額は結果的に同じです。
- *口座振替に変更された場合、社会保険料控除の関係で、世帯として所得税や住民税が減額となる場合があります。
- *口座振替の開始後に振替不能になった際は、特別徴収に変更する場合がありますので、ご注意ください。

那覇市では、平成20年10月から、国民健康保険税の特別徴収(年金引落とし)を実施しておりますが、特別徴収の対象となる方は、原則として以下3つの条件をすべて満たす納税義務者です。

- 1.世帯内の国保加入者全員が65歳～74歳である世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)であること。
- 2.特別徴収の対象となる年金支給額(年額)が18万円以上あること。
- 3.世帯主の国保税と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金支給額の2分の1を超えないこと。

長寿(後期高齢者)医療保険料のお支払い方法が お選びいただけるようになりました。

平成21年4月から、原則、どなたでも、希望により保険料を『年金からのお支払い(特別徴収)』に代えて、『口座振替(普通徴収)』にできます。

○平成20年度に均等割保険料の8.5割軽減等により普通徴収に変更となった方は、原則として平成21年10月から保険料の特別徴収(年金引落とし)が始まります。すでに保険料が特別徴収(年金引落とし)となっている方も、口座振替でのお支払を希望される場合は、市役所の窓口へお手続きください。

※年金払い(特別徴収)を希望される場合は、お手続きは不要です。

※口座振替の徴収期間は、原則、7月から翌年3月までの毎月9期払いになります。

※口座振替に変更された場合、社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分にご留意ください。



長寿(後期高齢者)医療入院時限度額適用 認定証の提示をお忘れなく



世帯の全員が住民税非課税の世帯に属する方が、入院する際に「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」を医療機関に提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までとなります。「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」の有効期間は毎年7月31日までとなっており、毎年8月に更新手続きが必要です。また、「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」の交付を受けている場合でも、医療機関へ提示しないと減額が受けられないことがありますのでお気をつけ下さい。

所得の申告について



国民健康保険や長寿(後期高齢者)医療制度では、低所得者に対する保険税(料)の軽減措置があります。所得がない方や、税法上の申告義務のない方でも、未申告だと軽減措置が適用されません。また、医療費の負担限度額が上位所得者扱いとなりますので、所得の申告を行なってください。

保険税(料)の納付は便利な口座振替で!

- ★お忙しい方、留守がちの方にピッタリ
- ★うっかり納め忘れる心配がありません

手続き方法

- 1.国保窓口または銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行・農協等の窓口でいつでも受け付けます。
- 2.預金通帳、通帳届出印、保険税(料)の納付書を持参して下さい。



限度額適用認定証について

70歳未満の方が入院をする際に「限度額適用認定証」等を医療機関窓口で提示することにより、支払いが自己負担限度額までとなります。

<申請に必要なもの>

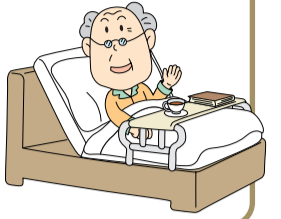
- 国保証 ○国保世帯主の印鑑
- 課税・非課税証明が必要な場合有り

認定証の有効期限は毎年7月31日です。所得区分判定のため、毎年8月に更新手続きが必要です。なお、特別の事情がないのに、保険税に未納がある世帯には、交付できない場合があります。

高額医療・高額介護合算制度

平成20年4月分から医療保険と介護保険の自己負担額が高額になった場合に払戻が受けられます。

医療保険及び介護保険の両制度に自己負担額がある世帯で、医療分と介護分の自己負担額(各制度の限度額まで)を合算した額が、一定の限度額を超えた場合に対象となりますので、該当する方は申請をしてください。申請受付は平成21年11月からの予定です。



国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予について

下記の事由により、収入が一定の基準以下になり医療費の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。

- (1) 災害により資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 災害による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業若しくは業務の休業又は失業により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

※一部負担金とは医療機関で受診の際に支払う自己負担額です。



交通事故にあったら 国保に届け出を

交通事故など第三者から傷病を受けたときも国保証を使えます。その際には必ず国保に連絡し、「第三者の行為による傷病届」「事故発生状況報告書」を提出してください。

加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませたりすると国保が使えなくなりますので、示談の前に必ず国保にご相談ください。

もしもの時に、知ってたほうがいい! 仕事中にケガをしたら

仕事中や通勤中のケガは、労災保険の対象となり、国保証が使えません。やむを得ず使用した場合は、必ず国保に連絡し、「傷病原因届」を提出してください。



「医療費のお知らせ」 で受診履歴の確認を!

「医療費のお知らせ」で、期間中の受診履歴が確認できます。覚えのない受診がないかどうかご確認ください。

あわせて、同じ病気でいくつもの病院を利用(重複受診)したり、必要以上に病院に通う(頻回受診)などはありませんか? 「医療費のお知らせ」を、病院のより良い利用の仕方を考えるきっかけにしてください。

※お知らせの内容で不明な点がありましたら

国保・後期高齢医療課、電話862-4262(内線2554)

へお問い合わせください。

※後期高齢者医療制度の方については、沖縄県後期高齢者医療広域連合より別に通知します。



こんなときは!

国保の給付が制限されます

- 故意の犯罪行為や故意の事故
- けんかや泥酔などによる病気やけが
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき

はり・きゅう・あん摩・マッサージ指圧 施術利用券の補助について

はり・きゅう・あん摩・マッサージを受ける際の
施術料の一部を補助します。

1. 交付開始日 **平成21年5月1日(金)**～(利用券がなくなり次第終了)
2. 交付枚数 1回800円補助で一人8枚まで
(ただし、予算の範囲内での交付になります)

※申請時に詳しい症状の聞き取りを行う場合があります。代理人の方で申請書の症状の聞き取りが困難な場合は、申請をお断りする場合があります。また、国保税に未納がある場合には交付できない場合があります。

※長寿医療制度の方は対象外になりますのでご了承ください。

<申請に必要なもの>

- 国保証 ○国保世帯主の印鑑
- 医療機関の診察券(外科・整形外科等)



お薬代が安くなる可能性があります!

～ジェネリック医薬品のススメ～

成分も効果も変わらないものの、特許が切れているために安価に製造できるようになっている薬、それがジェネリック医薬品(後発医薬品)です。

病院の処方に基づいて薬局などでお薬を受け取る際には、「できるだけ安いお薬を願いできますか?」「ジェネリックでもいいですよ」のように一言付け加えてみましょう!より安価なお薬に変更できる場合があります。

※ジェネリック医薬品が製造されていない場合や薬局に在庫等がない場合などもありますので、処方されているすべてのお薬が変更できるわけではありません。

産科医療補償制度が始まりました!



平成21年1月1日以降の出産の際に、「産科医療補償制度」を利用した場合は、国保からの出産育児一時金に加算がされます。

同制度を利用したことを証する書類(医療機関から交付される登録証や領収証など)を提示して申請してください。

4月から、国保・後期高齢医療課の名称が**国保長寿医療課**に変更となります。

※場所および電話番号の変更はありません。

☎862-4262(直通)